

写

令和3年3月24日

目黒区長 青木 英二 宛て

目黒区公契約審議会

会長 遠藤 幸子

令和2年10月8日付目総契第5387号により諮問のあった令和3年度労働報酬下限額について、下記のとおり答申します。

なお、各委員からの意見も付しますので、今後の検討に当たっては十分に尊重することを要望します。

記

1 適用する「公共工事設計労務単価」の年度について

労働報酬下限額を決定するに当たり適用する公共工事設計労務単価の年度については、令和3年度の東京都の公共工事設計労務単価を基に算出することが妥当である。

2 工事請負契約（目黒区公契約条例第7条第2項第1号）に定める契約に係る 令和3年度労働報酬下限額

(1) 熟練労働者・一人親方

令和3年度の東京都における公共工事設計労務単価を8で除して得た額に、100分の90を乗じて得た額が妥当である。

なお、東京都の公共工事設計労務単価が設定されず、かつ東京都による参考値が示されない職種があった場合は、下記のとおりとすることが妥当である。

ア 屋根ふき工：職種“大工”の公共工事設計労務単価を8で除して得た額に100分の90を乗じて得た額

イ その他の職種：今年度の当該職種の労働報酬下限額に、令和3年度の東京都の公共工事設計労務単価（全職種）の平均伸び率を乗じて得た額

(2) 熟練労働者・一人親方に当たらない労働者

令和3年度の東京都における公共工事設計労務単価における職種“軽作業員”

の設計労務単価 を8で除して得た額に、100分の70を乗じて得た額が妥当である。

3 業務委託契約及び協定（目黒区公契約条例第7条第2項第2号）に定める契約に係る令和3年度労働報酬下限額

パートタイム会計年度任用職員の報酬額を基本に、東京都の最低賃金及び都内他自治体の設定額等を勘案して得た額が妥当である。（1時間当たり1,080円）

4 各委員からの意見

別紙のとおり。

以 上

【 各委員からの意見 】

(1) 公契約条例の運用についての意見

ア 目黒区公契約審議会について、各委員の意見反映はもとより、実質的な審議が行われるよう、同審議会を年間3回以上開催し、また、十分な期間を設けて、委員に対して素案等について事前レクチャーを行うなど、丁寧に進められたい。

イ 公契約条例の周知及び公契約の履行状況等を把握するアンケート調査の実施をされたい。

ウ アンケート調査結果を基礎として、効果的な説明会を行う等、条例の実効性を高めるため条例の運用全般の改善を図れたい。

(2) 工事請負契約の熟練労働者以外の者の労働報酬下限額についての意見

熟練労働者以外の者の労働報酬下限額については、職種“軽作業員”の公共工事設計労務単価を8で除して得た額に、100分の90を乗じて得た額とされたい。

(3) 業務委託契約及び協定に定める契約に係る労働報酬下限額についての意見

ア 労働報酬下限額の設定に当たっては、目黒区のパートタイム会計年度任用職員の報酬額を基準に、区内の実勢額・民間相場ならびに他自治体の設定状況等を勘案されたい。

イ 早期にパートタイム会計年度任用職員の報酬額相当にされたい。

ウ 他近隣自治体における実施状況も鑑み、職種別での労働報酬下限額の設定について検討されたい。

(4) その他の意見

ア 法定福利費が明記された標準報酬見積書や建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用に取り組みられたい。

イ 適正な予定価格の設定と積算の根拠の詳細の公開について検討されたい。